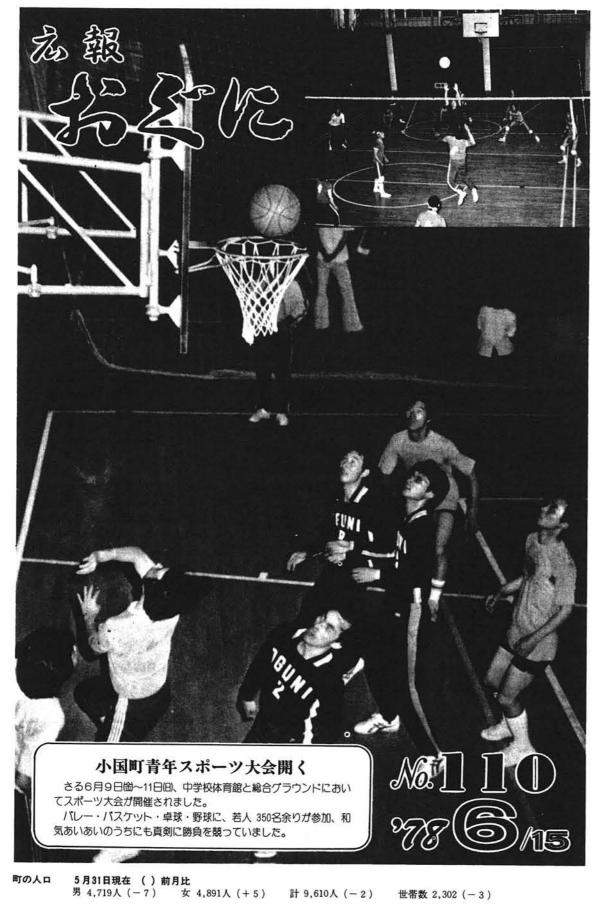
広報おぐに 昭和53年6月15日発行(毎月1回15日発行) 第110号 定価1部5円 昭和51年2月23日第3種郵便物認可



発行小国町役場 編集総務課庶務係 〔157.越後小国(025895)3111(代)〕

農業委員会委員の任期(3年)が7月	
9日で満了になるところから、全国統一	
的に7月14日(金)選挙が行われる予定	
こなっています。	その名簿に載っていて
	住んでいる人は投票でき
1月1日現在でみなさんから選挙人名	
尊登載申請書を提出していただきました	
	上で、10アール以上の
農業委員会とは	業務を営む者か、またに
農業禾島会は農地営の利田間店の	族配偶者で,年間おおむ
農業委員会は農地等の利用関係の 調整,自作農の創設維持その他全般	に従事したと認められる
詞室, 自住長の創設維持その他主般 にわたる問題を, 農民の創意と自主	ます。
的努力によって総合的に解決してい	7月上旬に選挙の告え
くことを目的とした、農業および農	受付けがされますので,
民の一般的利益を代表する機関とし	人は、役場内選挙管理者
て、農業委員会等に関する法律に基	ください。
づき原則として市町村ごとに設置さ	なお、立候補予定者語
れている行政委員会であります。	おり予定しております。
【委員会の行う事務】	67120007478
必ず行わなければならない必須的	立候補予定者
事務として農地法に基づく農	业候情了足有
地、採草放牧地等の利用関係の調整	とき 6月28日
と自作農の創設維持、土地改良法に	ところ 就業改善
基づく農地等の交換分合等事務があ	
り、必要に応じて行うことのできる	\sim
任意的事務として農地等の利	
用関係についてのあっせん及び争議	
の防止, 農地等の交換分合のあっせ	崩ってけい
ん、農業および農村に関する振興計	贈ってはい
画の樹立および実施の推進、農業技	求めてはい
術の改良その他農業生産の増進、農	
業経営の合理化、農民生活の改善等	/ 受けとって
に関する事務などがあります。	
(委員)	
直接農民から選挙される委員と, 農業協同組合,農業共済組合,町議	
会がそれぞれ推せんし、町長が選任	
する委員からなっている合議体です。	
*選挙で選ばれる委員13人	
*農協が推せんし町長が選任…2人	
*農業共済組合が推せんし	ALL S
町長が選任…1人	
*町議会が推せんし町長が選任2人	
(現員) 計 18人	

- 2 -



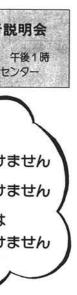
形式的実質的に
 理委員会で調整
 ます。
 、現在小国町に

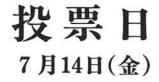
ます。 ―― 年齢が満20歳以

地につき耕作の は、その同居の親 は60日以上耕作 人は立候補でき

がされ立候補の 詳しく知りたい 員会にお問合せ

明会を下記のと





1	国	町農業 選挙人	委員会 3 名簿登	
			(3月3	1日確定)
住	所	男	女	計
山朢	予田	51	42	93
大	貝	42	41	83
Ξ	桶	88	81	169
苔野	予島	73	73	146
小哥	尾山	128	119	247
ß	ξ.	108	106	214
森	光	93	90	183
諏訪	5井	132	119	251
太良	B 丸	117	120	237
小国	目沢	56	43	99
上若	出出	86	81	167
法	末	96	101	197
楢	沢	82	79	161
新	町	76	73	149
上谷	內	25	26	51
相野	原	94	85	179
二才	、柳	42	52	94
猿	橋	49	31	80
法	坂	128	119	247
桐	沢	110	116	226
金	沢	9	10	19
箕	輪	60	62	122
上	村	25	33	58
下	村	87	79	166
武	石	133	139	272
押	切	53	48	101
τE	町	85	95	180
F	栗	99	87	186
ΕΛ	子	72	68	140
芝)	又	24	20	44
原小	、屋	90	80	170
千谷	沢	83	88	171
鷺之	島	98	83	181
	ŀ	2,594	2,489	5,083
4		2,004	2,703	3,000

選挙をきれいに



~贈らない・もらわない・求めない~

金のかからない選挙,金をかけない選 挙が以前から叫ばれています。 候補者または候補者になろうとする人 に,金を使わせないようみんなで心がけ

明るく正しい選挙をしましょう。

広報おぐに 昭和53年6月15日発行 第3種郵便物認可



今秋出稼ぎを予定されている方々は, 自分の身体の健康を確認するため検診を よう。 受け,悪いところがあったら完全に直し

て、安心して出かけられるようにしまし

児童手当現況届をお早く!! 6月30日まで 児童手当の支給を受けている方は

すべて、6月1日から6月30日まで の間に「児童手当現況届」を町長に (公務員と3公社に勤めている方は その勤め先に)提出しなければなら ないことになっています。 この「児童手当現況届」により, 町長は手当の支給を受けている方の 前年の所得の状況や児童の養育の状 況を確認し、引続いてその方が手当 を受けることができるだろうかを判 断することになっています。 もし、この届がない時は、引続い て手当支給を受ける資格があっても 6月以降支給ができなくなりますの で、必ず提出してください。 用紙は役場窓口にあります。

1. 対象者……出稼ぎされる方全員 (個人あて通知します) 2. 検 診……柏崎保健所

3. 受付時間…午前9時~10時30分

午後1時~2時30分 4. 個人に通知がない人で出稼ぎを予定 している人も、ぜひ受診してください。

今月の(納税)

町県民税 第1期

国保税 第3期

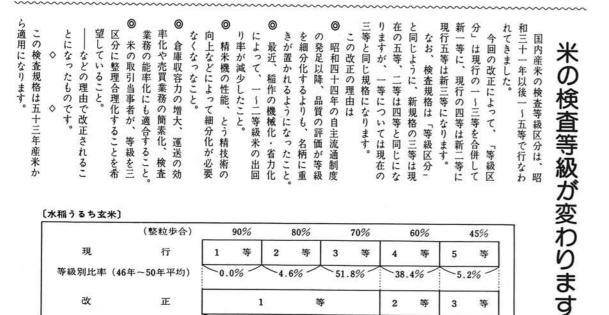
国民年金 第 2 期

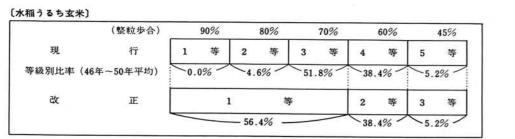
保育料 6月分

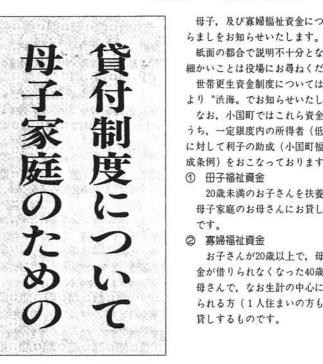
期 日	実施会場	区分	対象 部 落
7月6日(状)	下小国小学校	午前	鷺之島・原小屋・七日町・押切
1 11 0 11/14	下小国小子校	午後	千谷沢・上栗・武石
7月7日(金)	小国橋小学校	午前	下村・桐沢
17110	小国简小子仪	午後	法坂・上村・箕輪・金沢
7月11日(火)	上小国小学校	午前	苔野島・大貝・三桶・森光
7 / 11 100	工小国小子校	午後	・ 山野田・原・小栗山・諏訪井
7月12日(水)	就業改善センター	午前	太郎丸・小国沢・上谷内・法末
7 712 1 (N	私来以告センテー	午後	上岩田・楢沢・八王子・芝ノ又
7月13日(林)	辞業改善しいの	午前	新町・相野原・二本柳・猿橋
1 /110 U VIV	就業改善センター	午後	上記日程に都合の悪い方どなたでも

上記日程で実施致します。

どうしても上記日程に都合の悪い方は7月13日午後に受診してください。







母子・宮婦福祉資金貸付金の種類と限度額

資金別	貸	付限度	額	Ħ	e 10	期	間	償還期間	利子
事業開始		1.	000.000	貸付(の日た	75	1年間	7年	年3%
事業継続			700,000		11	(5ヶ月	3年6ヶ月	IJ
就戰支度			50,000		IJ		1年間	5年	,,
住宅		12	700,000		JJ	6	6ヶ月	6年	"
± t		災害	850,000		ē				
技能習得		月額	6,000	習得》 満了		6	6ヶ月	10年	IJ
			100,000	療養	,,		"	5年	11
療養		特別	150,000						
生活		月額	48,000	療 技能	養習得		וו וו	5年 10年	IJ
転 宅			30,000	貸付(の日だ	5	,,	3年	11
修業		月額	6,000	技能 満 了			IJ	5年	נו
結婚			100,000	貸付(の日だ	75	IJ	5年	л
修学		(別表)	(卒	業	後	11	10年	無利子
	高校	自宅	30,000	修	÷	義後		10年	IJ
的一个	高専	自宅外 通学	40,000	修		民权	"		
就学支度		自宅通学	40,000						
	大学	自宅外通学	50,000						

広報おぐに 昭和53年6月15日発行 第3種郵便物認可

ついてのあ		
	おじいちゃん	
なりますが	おばあちゃん	
どさい。 よ,福祉だ	あなたもや・	ってみませんか
a, 面面に します。	現在、小国町には	27の老人クラブがあ
金借入者の	り、会員数は 1,810	
氏所得者)		にご苦労されて、今
富祉資金助	では孫の手をひきな	がらの方々も多いこ
す。	とと存じます。これ	からも健康で、生き
	がいのある毎日を送	っていただくため,
養している	「お年寄り趣味の教	室」を実施しており
しするもの	ます。	
	わからなくても下	手でもいいのです。
	どうか大勢のみなさ、	んから参加していた
母子福祉資	だきたいのです。	
歳以上のお	*菊作り教室	* 楽焼き教室
こなってお	*俳句教室	*盆栽教室
も)に、お	*書道教室	*民具教室
	参加されたい方は、	あなたの老人クラ
	ブの会長さん、また	は延命荘 (☎2027)
	までご連絡ください。	
	Reach Children	

別表 母子·寡婦福祉資金貸付金修学資金

学校科		年別	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
	高等学校	国公立	^{гд} 5,000	吗 5,000	рд 3,000	円	гя,
	XIEUDI	私立	7,000	6,000	4,000		
	高等専門	国公立	5,500	5,500	3,500	6,000	6,000
般	学校	私立	8,000	7,000	5,000	8,000	8,000
貸付	短期大学	国公立	11,000	11,000			
13	ALMO/C3-	私立	13,000	11,500			
	大学	国公立	11,000	11,000	6,000	6,000	
		私立	14,000	12,000	11,000	9,000	
	高等学校	国公立	6,000	6,000	4,000		
	1013312	私立	9,000	8,000	6,000		
	高等専門	国公立	6,500	6,500	4,500	8,000	8,000
特別	学校	私立	10,000	9,000	7,000	11,000	11,000
貸付	短期大学	国公立	13,000	13,000			
	加州八子	私立	15,000	13,500			
	大学	国公立	13,000	13,000	8,000	8,000	
	A 4	私立	17,000	15,000	15,000	13,000	

広報おぐに 昭和53年6月15日発行 第3種郵便物認可

社員数

41

32

68

55

101

69

37

106

117

40

65

74

59

102

88

34

21

額

12,300円

9,600

20,400

16,500

30,300

20.900

11,100

31,800

35.100

12,000

19,800

22,200

18.300

30,600

26.600

10,200

6.300

金

部落名

法 坂

桐沢

猿 橋

金 沢

ト 村

下村

武石

押 切

七日町

上栗

原小屋

千谷沢

發之島

八王子

芝ノ又

合計

鏼 輪 社員数

118

82

43

13

26

26

84

116

37

69

88

69

70

88

53

22

2.142

部落名

山野田

大貝

三桶

苔野島

原

森光

小栗山

諏訪井

太郎丸

小国沢

上岩田

法末

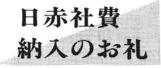
楢 沢

新町

相野原

二本柳

上谷内



昭和53年度日本赤十字社費納入につき ましては,皆様方の御理解と御協力によ りまして、目標額を上まわる実積をあげ させていただき,大変ありがとうござい ました。 さっそく県支部へ 645,800円を納入さ

せていただきました。 この社費は、国際活動や災害救護など

人類の平和に貢献すべく財源となります。 今後ともよろしく御協力をお願い申し上 げます。



税金が戻ります

所得税の特別減税について 今回,昭和52年分所得税の特別減税が 行われ、次の金額が還付されることにな りました。

還付される金額は、本人 6,000円、 控 除対象配偶者は1人につき3.000円と1 て計算した金額です。ただし、昭和52年 分の所得税額の方が少ないときは、その 税額までとなります。

そこで、そのあらましを説明しましょ 2.

(遺付を受けられる人)

還付を受けられるのは、昭和52年分の 所得税を納めた人です。ただし、利子・ 配当などの源泉分離課税の所得税につい ては還付されません。

〈還付方法とその手続〉

```
① サラリーマンの場合
```

本年6月1日現在において昨年と同 じ会社に勤務しているサラリーマンは、 6~7月ごろ勤務先から還付されます。 しかし、給与以外に所得があったり、 2ヵ所以上から給与をもらっているた めに確定申告をした人で, 勤務先から 還付しきれない分があるときは、その 分については、次に説明する"事業所 得者などの場合、と同じ方法で還付さ れます。 ② 事業所得者などの場合

事業所得者など確定申告をして納税 した人は、6月末ごろに税務署から特 別減税についてのお知らせが送付され 53年7月31日までに提出すればよいこと ますから、これに同封してある還付請 になっています。

求書用紙に所要の事項を記入して、税 務署に送り返してください。そうしま すと、税務署から還付金の支払通知書 が送られてきますから、この支払通知 書によって郵便局で還付金を受け取る ことになります。

円高関連中小企業者に対する 欠損繰戻し還付の特例について

昨年来の著しい円高によって多大な影 税金の面において純損失や欠損金を3年 間繰戻して,所得税や法人税の還付が受 けられることになりました。 この特例の適用が受けられるのは、継 結して青色由告をしている個人事業者や 内国法人で,円高により事業活動に支障 が生じているものとして、県知事(また は町長)の認定を受けた中小企業者に限 られます。 そこで、この特例についてそのあらま しを説明しましょう。 (青色申告をしている個人事業者) 昭和52年分・昭和53年分の所得に赤字 が出た場合、その赤字の額を、赤字にな った年の前3年間のいずわかの年分の所 得から控除して、その控除額に対応する 所得税の還付を受けることができます。 この繰戻し還付を受けるには、各年分

の所得税の確定申告を期限内に提出し, 県知事等から交付を受けた「認定中小企

業者に該当する旨の認定書」の写しを添 付した還付請求書を,確定申告書といっ しょに提出しなければなりません。 しかし、昭和52年分の確定申告書を期

(青色由告をしている内国法人) 昭和52年6月1日を含む事業年度から 2事業年度(半年決算の場合は4事業年 度)において欠損金が生じた場合、その 欠損金額に対応する法人税額を, 欠損に なった事業年度の前3事業年度(半年決

> から還付を受けることができます。 っています。

私たちが健康で快適な生活ができるよ うに、国や地方公共団体はいろいろな活 動を行っています。 これらの活動に必要な費用は、私たち みんなが分担し合っていかなければなり ません。これが税金というわけです。 国の活動を表わす昭和53年度の一般会 計予算は、このうちの約60パーセントが 税金でまかなわれています。 ★ 歳出千円あたりでは… ★ ・私たちの健康や生活を守るために…… 237円 ・住宅や道路などの整備のために……… 159円 教育や科学技術の振興のために……… 112円 地方財政の援助のために……171円

 国債の償還や利子支払のために……… 94円 その他いろいろな施策のために………

算の場合は6事業年度)に納めた法人税

貊

35,800円

24,600

12,900

3,900

7,800

7.800

25,200

35.200

11,300

20 700

26,400

20 400

21,000

26,400

15,900

6,600

645,800円

金

還付請求の手続きは個人事業者の場合 と同じですが、昭和52年6月1日から昭 和53年4月30日までの間に終了する事業 年度についての還付請求書は、昭和53年 7月31日までに提出すればよいことにな

税金はみんなのために使われる

国土防衛のために……55円

172円

Ø	上活の		
	んなのたのしい	"町民体	
-			 期 日 6月25日(日) 雨天の場合(会 場 第1会場 (上小国小学校) 第3会場 (下小国小学校)
**	詳しい内容は、各戸へ置 会場により、おもしろい		通りです。
	会場により、おもしろい 		用意してあります。

広報おぐに

	分0.	の体力年齢 たしかめ		
(= 1	1年体カテ.	z	
●期 ●会		7月16日(町内冬小学	日) 校体育館及び	
		グランド 10時より、 1時より、	11時より	
ŧ	ます。	トは大体40分 - 番都合の も都合のよい けてください。	くらいで終 いい会場で 時間にテス	
	象容	30歳以上の	, 男女	
	•垂ì	复横とび(敏 直とび(瞬発; 力(筋力)		
		グザグドリブ	v (巧ち性)	
	• 忌?	&(持久力)		

男 1,500メートル)

女1,000メートル/

歩く

●期 日 ●会 場 小国中学校 体育館 ●種 目 個人戰

●期 間

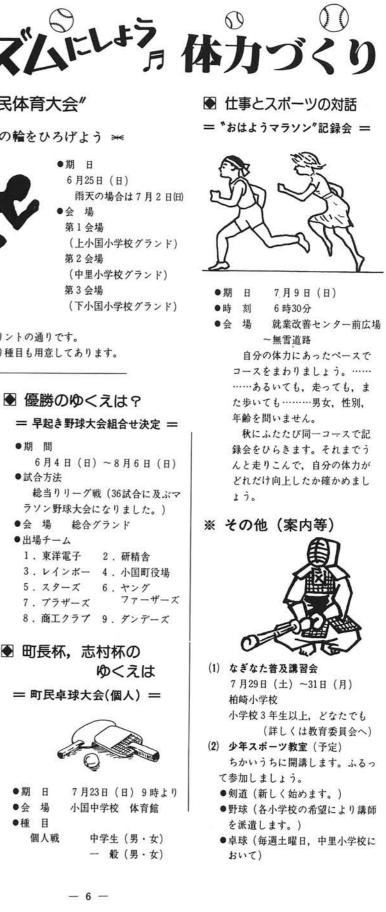
●試合方法

●出場チーム

- 6 -

限内に提出した方の還付請求書は、昭和

= 町民卓球大会(個人) =







梅雨期に激増=交通事故=

連日の雨で道路がたいへん滑りやすくな っています。

昨年の統計からみても6月の雨の日の 交通事故は、全国で約1万件近い。3・ 4・5月の各月の雨の日の5千件前後に くらべると、 倍近い数字となり、 梅雨シ ーズンがいかに交通事故発生の危険が増 大しているかわかります。

ドライバーにとって、雨の日は視界が 狭くなるうえに路面が滑りやすく、車は ちょうど永の上を走っていると考えても いいほど危険度が高くなります。

ドライバーのみなさんは、次にあげる 当然の注意事項をもう一度確認してくだ さい。

● 晴れの日よりもグーンと速度を落と し、車間距離を十分にとりましょう。

- 工事現場の鉄板や路面電車のレール などは、滑りやすくなるので特に注意 しましょう。
- ワイパーは常に整備しておきましょ j.

その他, ブレーキの作動は十分か, タイヤの空気圧はちょうどいいか点検 整備を怠らないようにしましょう。

毎日がうっとうしい梅雨空の6月は、 • 視界が狭くなるため、道路のデコボ コや歩行者の有無について、無意識に

町政懇談会の開催について

いま、私達が暮らす農村社会は幾多の 諸問題をかかえております。 これらに対応し、明るく住みよい地域 社会をめざし,円満な行政運営を推進す るため,地域の皆様方と町執行部が直接 懇談の機会を通じ, 行政に反映させるこ とも有意義かと存じます。

そのためには、町の今後の計画(特に 地域農政の推進)を示し、さらには町民 の意見を広く求め,共に歩む基本的姿勢 を推進するため、ブロック毎の町政懇談 会を次により計画いたしましたので、よ ろしくご理解・ご協力くださるようお願 いいたします。

グループ編成及び日程

グルーフ	7別	グループ範囲	開催日及び時間	会場
第	1	大貝・三桶・苔野島	6 月 26 日 午後1時30分	苔野島集落開発センター
第	2	山野田・原・森光・小栗山	6 月 27 日 午後1時30分	原公民館
第	3	諏訪井・太郎丸	6 月 28 日 午後1時30分	太郎丸集落開発センター
第	4	法末・小国沢・上岩田	6 月 29 日 午後1時30分	小国沢公民館
第	5	新町・上谷内・相野原・二本柳・猿橋 楢沢・金沢・八王子・芝ノ又	6 月 30 日 午後1時30分	就業改善センター
第	6	法坂・桐沢・箕輪・上村・下村	7 月 3 日 午後1時30分	小国橋小学校
第	7	武石・押切・上栗・七日町	7 月 4 日 午後1時30分	七日町担い手センター
第	8	原小屋・千谷沢・鷺之島	7月5日 午後1時30分	小国町農協第4支所

昭和53年度防災事業の1つとして、こ のほど小型ポンプ3台の更新がされ、6 月3日交付式が行われました。 今回更新された部は次のとおりです。 ◆ 第1分団3部 (三 桶) ◆ 第2分団1部 (小栗山) ◆ 第5分団5部 (鷺之島) 早起き野球大会 2年目を迎えた早起き野球大会が、6

▲ 消防力アップ

月4日からスタート、出場9チームによ って8月6日まで試合が続けられます。

も見込み判断しがちですが、"見込み 運転。は絶対にやめましょう。

いと先を急ぎます。十分気をつけてく ださい。

● 雨の降りはじめは、歩行者はぬれま

4月からは更に相談の内容を充実させ ちいたしております。

す。

おります。

広報おぐに 昭和53年6月15日発行 第3種郵便物認可



献血にご協力を ~ ゆうあい号が来町します ~ ●とき 6月27日(火) ●ところ 就業改善センター

明日への希望を語り合いませんか

小国町農業委員会では後継者対策事業 かねて行う集いに、あなたもぜひご参加 に取り組んで3年目を迎えました。 ください。 町民のみなさん方のご理解ご協力をい — 記 — ただき、その成果をあげつつある現状で ① 実 施 日……昭和53年7月9日 ありまして感謝しているところでありま ② 実施する場所……東頸城郡松之山町 ③ 参加资格…… 昨年度第1回のレクリェーションを実 施し, その目的は達成したものと思って ④ 参加申込方法…… 本年度も次によりまして第2回目のレ 参加を希望される方は、農業委員会 クリェーションを実施致します。明日へ 事務局へ, 字別・世帯主名・本人の氏 の希望を語り, 意見を交換し, 行楽をも 名を6月26日までにご連絡ください。

「なんでも相談室」開設

小国町農業委員会では、町の後継者対 策事業の一環として,昨年7月から後継 者対策相談室を設置して、広く一般の皆 様方からご利用いただいてきたところで あります。

日時 毎月15日 (日曜または祭日にあたる場 合は翌日) 塭 所 就業改善センター 相談員 農業委員会委員 相談の内容 後継者に関すること

その効用を高めるために、次のように運 営をいたしておりますのでご利用をお待

川をきれいにしましょう

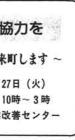
Ⅲ 河川·海岸愛護月



30日書 この期間中、特 川のパトロールを ゴミ不法投棄の取締りを行

昭和53年

います。



小国町農業委員会

男子――20歳以上の方 女子--18歳以上の方

農業委員会

② 農地法に関すること
 (3) 農業者年金に関すること
 ④ その他農業委員会業務全般

毎岸愛護月間 ⅢⅢ	
7和53年	日尾
	小千谷
	市位
この期間中、特に町内河 役	F
のパトロールを強化し、場合になっていた。	局

Ĩ	危険物取扱者試験の実施	
0	試験日時	

昭和53年7月26日(水) 9時30分から

 試験の種類 甲種·乙種(第4種)·丙種 願書の受付期間

昭和53年6月26日(月) 昭和53年7月3日

※ 詳しいことは役場消防係まで

	人権	• 1	亍政相談所 開設	ł
1	Β	時	6月27日 (火)	10121
			10時~3時	
1	揚	所	老人憩の家「延命荘」	
	変な	: ウワ	サをたてられ,名誉や信	用
	を失さ	にった	とき。	

※ ひどい騒音・震動・悪臭になやまさ れているとき。

※ 子供やお年寄りが虐待されていると き。

※ 行政に対して困ることがあるとき。

これらはほんの一例ですが、他に困る ことがありましたらお気軽にご相談くだ さい。相談は無料で秘密を守ります。 ◆相談担当者 法務局人権擁護係官・人権擁護委員

ح

U

T

保

存

L

ま

L

t

3